別紙

指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項届出書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

1. 指定給水装置工事事業者研修会等の受講実績（過去５年以内）

※日本水道協会群馬県支部主催の研修会を令和６年１１月２１日に日本トーターグリーンドーム前橋で実施しております。

|  |
| --- |
| 受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）  年　　　　月　　　　日　　　・　　未受講  （公表：　可　　不可　） |

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |
| --- |
| 休業日，営業時間（修繕対応時間もご記入ください。） |
| 休業日　：  営業日・営業時間　：　　　　  修繕対応時間：  （公表：　可　　不可　） |
| 漏水等修繕対応の可否 |
| （対応可能なものに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）  ・屋内給水装置の修繕　　・埋設部の修繕  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （公表：　可　　不可　） |
| 対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に○をつけてください。 |
| 配水管からの分岐～水道メーター（　新設　　改造　）  水道メーター　　～宅内給水装置（　新設　　改造　）  （公表：　可　　不可　） |
| その他　（自由記載欄）  （公表：　可　　不可　） |

　※　公表には，ホームページ等への掲載を含みます。

※　業務内容に変更が生じた場合は，速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則 第36 条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、

次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行

　技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名，実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には，ホームページ等への掲載を含みます。） | | |
| 可　　不可 | | |

　外部研修については，受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については，研修内容を記載してください。

受講者名は，公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は，必要に応じてコピー等してください。

④過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行していない |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | |
| 可　　不可 | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行している | | | | |
| 直近で工事した年度 | | 主に作業に従事した者の氏名（非公表） | 経験の有無  ※３ | 資格の有無  ※４ | 資格の名称 |
|  | |  | 有・無 | 有・無 |  |
|  | |  | 有・無 | 有・無 |  |
|  | |  | 有・無 | 有・無 |  |
|  | |  | 有・無 | 有・無 |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | | | | | |
| 可　　不可 | | | | | |

※１ 過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

※２ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※３ 経験の有無については、配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有している場合に有としてください。

※４ 資格については、以下のものを有している場合に記載し、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

①　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第４４条に規定する配管技能士

　　②　職業能力開発促進法第２４条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　　③　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

　　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）